

熊本市農業委員会総会議事録

- 1 日時 平成26年7月8日(火)午後 3時00分 招集
1 場所 熊本市中央区手取本町1番1号 熊本市役所14階大ホール

1 出席委員 39名

1番 税所 史熙	2番 福原 幸一	3番 谷口 憲治
4番 米村 昌昭	5番 牛島 國廣	6番 藤岡 照代
11番 森 日出輝	12番 杉本 清和	13番 村上 義博
14番 網田 稔	15番 村中 英次	16番 南 順二
17番 角田 一誠	18番 嶋村 鎮雄	21番 山口 謙藏
23番 梅田 義弘	24番 清崎 勝矢	26番 渡辺 智明
27番 高群 藤雄	28番 園田 操	29番 村上 智弘
31番 村上 正春	32番 橋本 春利	33番 馬原 清隆
34番 一木 文雄	35番 後藤 和則	36番 北口 和皇
37番 古川 盛康	38番 吉田 一幸	39番 梶永 築
40番 西川 秀文	41番 成松 道敏	43番 杉浦 照雄
44番 志柿 茂喜	45番 内田 康喜	47番 藤本 照義
48番 田上 義則	49番 清田 政敏	50番 上田 芳弘

欠席委員 10名

7番 宮本 隆幸	8番 林田 智博	9番 角居 登
10番 瀧口 幸司	19番 春口 豊徳	20番 田中 求
22番 松村造酒夫	25番 牛嶋 弘	30番 澤田 公俊
46番 前田 道弘		

午後3時00分 開会

事務局 それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成26年度第4回熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中39名でございますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長に挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。今日は台風8号が大型台風、大雨注意報ということで、大変皆様もお忙しい中にご出席いただきましてありがとうございます。

きょうの議題は1号議案から8号議案まであります。スムーズにいきますようよろしくお願いいたします。

事務局 総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うことになっております。
それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長 議事に先立ちまして議席についてお諮り申し上げます。6月27日付で、鹿本農業協同組合推薦による市長選任農業委員として高群藤雄委員が就任されておりますので、ご紹介いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

そこで、議席につきましてお諮りいたします。退任された鹿本農業協同組合推薦の麻生隆弘委員の議席番号27番を、議席番号としたいと存じますが、いかがいたしましょうか。

一 同 異議なし。

議長 異議なしということでございますので高群委員の議席を27番に決定いたします。なお、地区委員会につきましては植木地区を担当していただくことになっております。

それでは、ここで高群委員にご挨拶をお願いいたします。

27番 高群藤雄委員

皆様、こんにちは。私は麻生委員の後任としてJA鹿本より推薦をいただき拝命いたしております、植木町石川の高群藤雄と申します。山東地区を担当いたしますのでどうぞよろしくお願いいたします。大変お世話になります。(拍手)

議長 ありがとうございます。

それでは、議事に入りますが、会議に入るに当たり、総会次第の3の議事録署名及び総会書記を指名します。本日の議事録署名者には12番の杉本清和委員と13番の村上義博委員を、書記に北区分室の立石誠信参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請(会許可分)から、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願まで8件でございます。

それから、議事に入ります前に、議案の訂正、取り下げなどがあるようですので、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案の訂正と取り下げについてご説明申し上げます。議案別冊とあわせてお手元にお配りいたしておりますA4の横長の1枚紙ですけれども、議案の正誤表というものをお配りしていると思っておりますが、合わせてご覧いただきたいと思っております。

まず第1号議案、第3条の許可申請に関する部分で3ページをお願いいたします。3ページの12番、番号の欄ですけれども、現在、使用貸借の使という字が入っておりますが、これを所有権移転の所に訂正をお願いいたします。続けて13番、同じく番号の欄、現在、所有権移転の所が入っていると思いますが、これを賃貸借の賃に訂正をお願いいたします。続きまして、6ページをお願いいたします。6ページの29番、譲渡人の住所欄です。南区南高江町となっておりますのを、千葉県流山市東初石2丁目81番の9に訂正をお願いいたします。引き続いて11ページをお願いいたします。11ページの53番、譲受人の欄です。職業が無職となっております。これを兼業農家の兼農と訂正をお願いいたします。第1号議案につきましては以上です。

続いて第3号議案、第4条の許可申請分です。13ページをお願いいたします。13ページの2番、備考欄が空白となっているかと思いますが、ここに収用移転とご記入をお願いいたします。

続いて第4号議案、第5条の許可申請に係る部分です。15ページをお願いいたします。15ページの7番、土地の表示欄ですけれども、この中に「他2筆」とあるところを「他3筆」、計の2, 774㎡、これを2, 886㎡、同じく7番の備考欄、一部転用の面積14.65㎡とありますところを15.01㎡に訂正をお願いいたします。

訂正につきましては以上でございます。

次に、取り下げの関係ですが、まず2ページをお願いいたします。2ページの10番、譲受人が日栄ファームさん、これが取り下げとなっております。続いて3ページの11番、譲受人、有限会社西弘さんが取り下げとなっております。続いて8ページをお願いします。8ページの37番、同じく有限会社西弘さん分、これが取り下げとなっております。続けて9ページの41番、43番、44番、それぞれ有限会社西弘さん分、これが取り下げとなっております。続いて10ページの50番、これも同じく有限会社西弘さん分、これが取り下げとなっております。

続いて、第5号議案の第5条の許可申請に係る分ということで15ページをお願いします。15ページの10番、譲受人がファミリーステージさん、これが取り下げとなっております。最後に17ページの16番、譲受人、井本さんの16番が取り下げとなっております。

以上です。どうぞよろしくをお願いいたします。

議 長

初めに、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、10番、11番、37番、41番、43番、44番、50番の7件が取り下げとなりましたので、47件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条第2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いします。

36番 北口和皇委員

36番委員。

1番から5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番から5番までは関連で、譲受人は専業農家で経営拡張のため農地を取得する申請でございます。申請地につきましては、許可後は大豆を作付されるとのことです。

先日の地区委員会で協議をいたしましたところ、下限面積、常時従事要件、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から5番まで地元委員の報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、6番。

47番 藤本照義委員

47番委員、藤本です。

6番と7番につきまして、先日の地区委員会の協議状況を報告いたします。

6番の申請人は専業農家で、経営拡張のためにお父さんの農地を使用貸借する申請です。申請地につきましては、許可後は榊、牧草を作付けることです。

7番につきましては、10番に関連したというか、10番が取り下げになったために下限面積を満たすことができなくなったことから、不許可にせざるを得ないとの協議結果でした。

以上、先日の地区委員会で協議したところ、6番につきましては農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。7番につきましては、不許可にせざるを得ないことの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より6番から7番についてご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、8番。

32番 橋本春利委員

32番委員、橋本です。

8番と9番は関連で、経営拡張による申請です。8番は使用貸借による設定、9番は所有権移転の申請です。譲受人は主に肉牛を飼育されている専業農家で、今回の申請地には水稻、露地野菜を栽培される計画です。

10番と11番は取り下げられました。

12番は、経営拡張による所有権移転の申請です。譲受人は水稻、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稻、玉ネギを栽培される計画です。

13番は、独立就農の申請です。譲受人はミカンを栽培される計画で、河内地区の案件19番でも申請されており、合わせれば下限面積の要件を満たされます。先日、河内地区委員会で営農計画の聞き取り調査がなされており、下限面積以外では問題ないとのことでした。

14番は、独立就農のための賃借権設定の申請です。契約期間は5年間です。今回、譲受人は南部・飽田地区の38番でも申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。当委員会では営農計画の聞き取り調査を行い、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の決議は南部・飽田地区の案件と合わせての決議をお願いします。

以上、13番、14番を除いた3件について協議検討した結果、いずれも農地法第3条第2項の各号には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま8番、9番。10番、11番は取り下げですから12番、13番、14番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
次に、15番と16番は譲受人が、議席番号の39番の榊永委員ご本人となっております。よって農業委員会に関する法律第24条第1項の規定により議事に参与することができません。榊永委員は15番、

16番の審議終了まで議場から退出していただきます。榊永委員、よろしく申し上げます。

(榊永委員 退室)

議長 それでは、地元委員、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

15番から16番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

15番、16番は関連で、同居の子への贈与です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

先の地区委員会で協議した結果、2つの申請はいずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま、15番、16番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。それでは、榊永委員に入室をお願いします。

(榊永委員 入室)

議長 続きまして、17番。

16番 南順二委員

16番委員、南です。

17番から26番につきまして、先の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンを作られる予定です。

18番から22番、25番、26番は、独立就農のための申請で、全て使用貸借によるものです。18番は叔母、19番、26番は父、

20番、21番、25番は祖父、22番は親戚からによるものです。

6名の申請者は現在、親元等で農業に従事されていますが、今後は成

年就農給付金制度を活用され、独立した農業経営を目指されます。

25番、26番の申請者は菊、他の4名はミカンをつくられる予定です。

23番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は会社勤めの傍ら米、露地野菜をつくられる兼業農家です。申請地には米を作られる予定です。

24番は、株式会社ローソnfarmが農業生産法人設立のため農地を賃貸借するものです。先日の地区委員会に出席を願い聞き取り調査を行っています。同法人は、農地の提供者のご家族3名、株式会社ローソン等が共同出資し、平成26年2月に設立されました。柑橘類を中心に農産物の生産、加工、販売に取り組まれる計画です。

大手コンビニエンスストアであるローソンの流通網を利用され、安定した価格での販売が可能になり、また、柑橘類の加工品などの商品開発も今後取り組まれるとのことです。今回、植木地区の案件、3条の51番でも申請されており、合わせれば耕作の下限面積の要件を満たされます。当地区委員会では、面積を除けば不許可要件に該当しないと判断されますので、この案件の議決は植木地区の案件と合わせての議決をお願いします。

以上、24番を除いた11件、このうち独立就農予定者6名は、地区委員会への出席を願い聞き取り調査を行った上で協議、検討した結果、11件いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断いたしました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、17番から26番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、27番。

4番 米村昌昭委員

4番の米村です。

27番から38番につきまして、地区委員会での協議状況を報告します。

27番は、経営拡張のため所有権移転をされる申請です。申請人は農家で主に米と露地野菜を作付されており、許可後は申請地に米を作られる予定です。

28番と29番は関連で、経営拡張のため所有権移転される申請で

す。申請人は主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

30番も、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請人は農家で主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

31番も、経営拡張のため所有権移転される申請です。申請人は酪農を営んでおられ、許可後は申請地に飼料作物を植えられる予定です。

32番と33番は関連で、経営拡張のための使用貸借権の設定をされる申請です。申請人は主に米を作付されており、許可後も申請地に米を作られる予定です。

34番と35番は関連で、経営安定のための使用貸借していた農地を、申請人夫婦がそれぞれ所有権移転される申請です。申請人は主に米と露地野菜を作付されており、許可後も申請地にレンコンを作付される予定です。

36番は、経営拡張のため所有権移転される申請です。申請人は農家で主に米作りと施設園芸（ナス）をされており、許可後は申請地に米を作られる予定です。

37番は取り下げです。

38番は、独立就農のため賃貸借権の設定される申請です。申請人は農作業歴が3年あり、研修などで学んだ技術を活かして施設園芸（ミニトマト）をされる予定です。先日の地区委員会で本人より営農計画について聞き取りを行い、経営内容及び営農への意欲などを確認しております。

以上11件について先日の地区委員会で検討した結果、これらの案件は農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、27番から38番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、39番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

39番から44番について、地区委員会での協議状況を報告します。

39番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稲と大豆を作付されており、許可後も水稲を作付される予定です。

40番は、譲受人が借入地の所有権を取得する申請です。譲受人は米と露地野菜を作付されており、許可後も米をつくられる予定です。

41番、43番、44番は取り下げです。

42番は、譲受人が経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は水稲とレンコンを作付されており、許可後はネギとカボチャを作付される予定です。

以上3件、先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、39番から44番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、45番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

45番は、経営拡張のため農地を取得する申請です。譲受人は米を作付されており、許可後は米を作られる予定です。

先日の地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業への常時従事、地域との調和など、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議 長 ただいま、地元委員より45番、ご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、46番。

20番 田中 求委員

46番につきまして地区委員会の協議状況を報告いたします。

46番は、経営拡張の農地を取得する申請です。譲受人は米と果樹を作付されております。許可後は栗を作付される予定です。

先日、地区委員会で検討した結果、取得後における効率的利用、農作業へ常時従事し、地域との調和などを図り、農地法第3条2項の各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、46番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、47番。

31番 村上正春委員

31番委員。

47番から49番について地区委員会での検討状況を報告します。

47番は、借受人が独立就農のために祖父の農地を使用貸借される申請です。借り人はこれまで実家の農業の手伝いをされていましたが、今回、独立し営農を開始されるために申請されたものです。先日の地区委員会で聞き取り調査を行いました。営農計画等については何ら問題のないことを確認しました。許可後はミカンの作付けをされるそうです。

48番は、譲受人が耕作の便宜上、農地を取得される申請です。申請地は道路と譲受人の所有農地との間の進入路に当たるため以前に取得されておりましたが、申請されていなかったために、今回申請されるものです。許可後は米の作付けをされるそうです。

49番は、譲受人が経営拡張のために農地を取得される申請です。譲受人は米の栽培をされており、申請地には許可後米の作付けをされるそうです。

以上3件、先日の地区委員会での検討の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可の要件を満たしていることを確認しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長 ただいま、47番から49番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として決定いたします。続きまして、50番は取り下げで51番。

23番 梅田義弘委員

23番委員。

51番から54番について、地区委員会での協議状況を報告します。

51番は、24番の西部地区との関連案件です。農業生産法人設立のための賃貸借の申請です。先日の地区委員会に出席いただき事業計画等を聞き取りいたしました。2年前から独立就農でミカン栽培を行われていますが、今回農業生産法人を設立し、ローソンと提携してミカンを生産、販売される計画です。関連の西部地区委員会での協議とあわせ協議いただきましたが、営農計画等について何ら問題がないことを確認いたしました。許可後はミカンを作付される予定です。

52番と53番は関連で、子と甥への贈与申請です。申請人は水稻を作られている兼業農家で、許可後も水稻を作付される予定です。

54番は、経営拡張のため農地を取得される申請です。譲受人は水稻と施設野菜を作っておられる農家で、許可後はスイカを作られる予定です。

以上4件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、51番から54番について地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。
議　長　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　　　　　続きまして、第2号議案、競売買受適格証明願（耕作目的：会許可分）、1件でございます。地元委員の報告につきましては、農地法第3条の許可基準に基づき、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。
　　　　　　それでは、よろしくお願いたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

これは耕作目的による買受適格証明願です。願出人は証明の要件を満たす農家で、農地を取得するため申請されたものです。主に米を作付されており、この農地も同じく米を作付される計画です。

以上、地区委員会で慎重に検討した結果、この願出人を適格者であると判断しました。ご審議方よろしくお願いたします。

議長　　ただいま、地元委員より報告がございましたが、この件につきまして

て何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、願い出どおり適格者であることに決定いたします。なお、願出人が最高価格申受人となられた場合に、農業委員会へ農地法第3条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りいたします。ご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第3号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請でございます。2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いします。
それでは、1番、お願いいたします。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は、農業用倉庫建設のための転用許可申請です。申請地は、農機具などの保管場所が不足したため、自宅に近く利用の便がよいため選定されたものです。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、農業用施設への転用のため不許可の例外規定に該当するものと判断しました。土地利用計画は、事業面積515.07m²、うち転用面積349m²で、農機具などを保管する農業用倉庫1棟、156.44m²及び、ビニール資材などの置場です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年8月10日から平成27年3月31日までの8カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することにいたします。
続きまして、2番。

3 1 番 村上正春委員

3 1 番委員。

2番について、地区委員会での協議状況を報告します。

2番は、硯川町の農地に申請人が農家住宅を計画されたものです。申請地は、先日の地区委員会で現地調査を行いました。上下水道管の埋設された市道に面し500m以内に複数の学校があるため、第3種農地と判断されます。申請人は、現在の住宅が西環状道路用地として収用されるため、今回申請されたものです。計画は全て移転補償費用で賄われ、工事期間も許可後から平成27年8月までを予定されております。現地の状況は、北側は農地ですが、所有者とは協議も済んでおります。給水は既設の上水道から、雨水は既存の排水路へ放出されます。汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流されます。排水同意も得られております。

以上、先日の地区委員会での現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この
件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議 長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問
することといたします。

次に、第4号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、10番と16番が取り下げとなっておりますので40件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

3 6 番 北口和皇委員

3 6 番委員。

1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は、八代市の歯科医師が、農地を賃貸借して診療所へ転用する申請です。農地区分は、300m以内にインターチェンジがあることから第3種農地と判断されます。土地利用計画は、診療所1棟の建築

と駐車場6台分に利用する計画で、転用面積といたしましては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題はありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年5月31日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、さきの地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討いたしましたところ、いずれも転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、2番。

47番 藤本照義委員

47番委員、藤本です。

2番から8番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

2番は、専業農家である息子さんが、お父さんの農地を使用貸借して農家住宅への転用をする申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。土地の利用計画は、農家住宅1棟の建築を計画されております。転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。工事完了は平成26年12月20日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして、3番と4番は関連で、申請人は不動産売買を営む法人で、建売住宅の所有権移転の転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅3棟の建築を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。開発許可が必要となりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年8月1日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして、5番も3番と4番の関連で、申請人は3番の譲り渡し

人で、建売住宅建築のために、今回、一部農地を売却されました。これまで隣接した農地を耕作されるときには車で通っておられたため、新たに駐車場が必要となり、4番の譲り渡し人の農地と交換するようなことで所有権移転し、駐車場へ転用をする申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は駐車場3台分を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、被害防除についても問題はありません。工事完了は平成27年8月1日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして、6番の申請人は不動産売買を営む法人で、建売住宅の所有権移転の転用申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は、建売住宅4棟の建築と東側の市道を5m拡幅する計画で、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成27年8月1日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

続きまして、7番の申請人は専業農家で、お父さんの農地を使用貸借して営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。農用区域内にある農地ですが、一時的な利用であり、申請地に供することが必要であること、また、農業振興地域整備の計画に支障を及ぼすことがないことから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、太陽光パネル1,008枚の設備を計画しております。パネル下部には柵と牧草を作付されるとのことで、転用面積等は適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。工事完了は平成26年11月30日の予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、先の地区委員会で現地調査を行い……8番は個人住宅の所有権移転の、すみません。申請です。農地区分は、生産性の低い小集団の農地である第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟の建築を計画されており、転用面積としては適正な面積と判断されます。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除についても問題ありません。開発許可が必要になりますが、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成26年8月1日の予定、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

以上、先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面、一般基準の面を検討したところ、いずれも転用許可基準を満たしていることの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より 2 番から 8 番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

　　続きますして、9 番。

3 2 番 橋本春利委員

3 2 番委員、橋本です。

9 番は、植林への転用申請及び遺言による所有権移転の申請です。申請人は祖父に当該土地の管理を任されており、芋、麦を耕作されておりましたが、祖父が年老いて、後を継ぐ者もいなくなり昭和 3 0 年頃耕作をやめられました。平成 2 年に所有者が相続により土地を取得されましたが、現況は既に山林となっております。また、去年、所有者が他界され、遺言により申請人が土地の譲受人となり申請されました。遺言書の写しも提出されております。農地区分は、1 0 ヘクタール未満の広がりのない小集団の農地で 2 種農地と判断されます。周辺の状況はほとんどが山林で一部畑がありますが、所有者からは同意が得られております。既に山林となっており、管理が行き届かず反省している旨の始末書が提出されております。

1 0 番は取り下げられました。

1 1 番は、個人住宅建築への所有権移転の申請です。申請人は近隣の病院の病院長をされており、緊急など対応のため病院に近いということでこの土地を計画されました。農地区分は、公共上下水道が埋設され、近隣には医療施設が複数あることから、3 種農地と判断されず。資金計画については、全て自己資金で賄われ残高証明を確認しております。周囲の状況としては、東側と南側に農地がありますが、譲渡人の農地となっております。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

1 2 番は、資材置場への転用で賃借権の設定です。申請人は株式会社熊美さんで、現在、城山 4 丁目に資材置場を所有しておりますが、土木資材、重機等の搬入が多く敷地が手狭となり、保管場所が不足しているため計画されました。土地利用計画は、事業面積 8 5 9 ㎡に砂利敷きにて利用し、工事車両、土木資材、山砂などを置かれる計画です。農地区分は、公共上下水道が埋設され近隣には医療施設が複数あることから、3 種農地と判断されます。資金計画は自社工事のため発生しません。周囲の状況としては北側に農地がありますが、貸し人の農地となっております。

13番は、個人住宅建築への転用で所有権移転の申請です。申請人は現在、南区馬渡2丁目の借家に住んでおられますが、部屋が手狭になったため、今後よりよい生活環境を築くためこの土地に計画されました。農地区分は、集落内開発制度指定区域に位置し、10ヘクタールを超える広がりや営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。転用面積は419㎡で、建築面積157.37㎡です。資金計画については、全て融資により賄われ融資証明を確認しております。周囲の状況は西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

14番は、個人住宅建築への転用で、所有権移転の申請です。申請人は宇土市にお住まいで住宅が手狭になっているため、今後、より良い生活環境を築くため、この土地に計画されました。農地区分は、集落内開発制度指定区域に位置し、10ヘクタールを超える広がりや営農条件から、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、今回の申請は不許可の例外規定の、集落に接続して建築される500㎡以下の個人住宅に該当するものと判断しました。転用面積は201㎡で、建築面積66.25㎡です。資金計画については、全て融資により賄われ融資証明を確認しております。周囲の状況は西側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。また、開発許可が必要となりますが、同時に申請中とのことです。

15番は、資材置場及び駐車場への転用で所有権移転の申請です。申請人は土木工事の請負業を行っており、自宅庭を資材置場として利用されておりますが、手狭となったため、申請地に隣接する宅地を資材置場及び駐車場として進められており、現況は宅地である当該申請地も含め使用したいと思われ計画されました。計画の概要は、事業計画130.07㎡、既存面積113.97㎡で、転用面積は16.10㎡であり、駐車場及び土木資材を置かれる計画です。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。資金計画は、自己資金で賄われ残高証明を確認しております。周囲に農地はありません。また、申請者より、無断転用について陳謝し、今後は農地法を守る旨の始末書が提出されております。

16番は取り下げられました。

17番は、太陽光発電設備への使用貸借による設定及び、既設の農業用倉庫への転用の申請です。申請人の父が申請地にメロンの栽培を行っておられましたが、高齢のため平成26年5月をもって不耕作地となったため、土地の有効活用と思い太陽光発電事業を計画されました。事業計画は、事業面積1,267㎡で、転用面積の820㎡に2

80枚のパネルを設置され、46.2kwの出力を得られるものです。また、残りの面積は既設の農業用倉庫敷地で447㎡です。農地区分は、10ヘクタール未満の小集団の農地で2種農地と判断されます。資金計画につきましては、全て融資で賄われ融資証明が提出されております。周囲の状況は東側に農地がありますが、所有者からは同意が得られております。また、申請地の一部に農業用倉庫が、農地法施行以前に建築されており、太陽光発電設備申請により農地だとわかり、同時に転用の申請をされました。

以上7件、先の地区委員会で現地調査を行い検討した結果、いずれも許可基準を満たしており、今回の申請は妥当なものと判断いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、9番から17番まで地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、18番。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

18番から29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

18番から20番まで関連で、申請人が小規模多機能居宅介護事業所建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ヘクタール未満の農地で第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は主要地方道熊本港線に接し交通の便が良く、周囲は住宅化が進み住環境も整備されているため、この土地を選定されたものです。申請の転用計画は、総事業計画面積1,609㎡、小規模多機能居宅介護事業所、木造平屋9室1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などについても問題はありません。これは熊本市の計画に基づく平成26年度高齢者保健福祉・介護保険事業計画として採択されております。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までの約7カ月間を予定されております。

21番から23番までは関連で、建売住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は市街地の区域などに近接する10ヘクター

ル未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は主要地方道熊本港線に近接し、周1圏は住宅が建ち並び新設の学校も近く、住環境が整っているためこの土地を選定されたものです。転用計画は、田3筆3, 198㎡で、建売住宅13棟、木造2階建てを建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年8月1日から平成27年3月31日までの約8カ月間を予定されています。

24番は、申請人が駐車場設置のため所有権移転されるものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ヘクタール未満の農地で第2種農地と判断されます。申請者宅には現在、駐車場がなく不便であるため、隣地であり便利なこの申請地を選定されたものです。転用計画は、田2筆116㎡、駐車場3台分を設置されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などにおいて問題はありません。工事期間は、平成26年8月15日から平成26年8月31日までの約半月間を予定されております。

25番は、申請人が資材置場設置のため所有権移転をされるものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。申請人は建設業を営んでおり資材置き場が狭く困っていたところ、自宅の隣地であり、自己所有地と一体利用ができて十分な面積もあり、買取りの話もまとめたため計画されたものです。ただ、この土地は、農地法の規定を知らずに40年以上前から一部敷地の埋め立てが行われており、それを深く反省され始末書の提出がなされております。転用計画は、田2筆716㎡に、資材置き場、木材、足場、ミキサ、業務用車両置き場を設置されるものです。資金計画及び排水計画、被害防除などにおいて問題はありません。工事期間は、平成26年8月1日から平成26年12月31日までの約5カ月間を予定されています。

26と27番は関連で、建売住宅建設のため所有権移転をされるもので、農地区分は、市街地の区域などに近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請地は、県道熊本浜線に近く交通の便が良く、周囲は住宅化が進んで住宅の需要も多いため、この土地を選定されたものです。転用計画は、田6筆2, 373㎡で、建売住宅9棟、木造2棟を建築されたものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などにおいても問題はありません。なお、将来、隣接する天明新川の河川改修工事が計画されており、27番案件は改修工事敷地となる予定の土地に当たります。これは各関係部署と協議もされております。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成

26年8月2日から平成27年3月31日までの約8カ月間を予定されております。

28番は、申請人が個人住宅建設のため親子間による使用貸借権の設定をされるものです。農地区分は、市街地の区域などに近接する10ヘクタール未満の農地で、第2種農地と判断されます。また、集落内開発制度指定区域でもあります。申請人は現在借家住まいのため、子供の成長に伴い年々手狭になってきたため、持ち家を計画され、実家に近く静かで良い住環境であるとしてこの土地を選定されたものです。転用計画は、田1筆453㎡に、木造2階建、建築面積67.07㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などについて問題はありません。開発許可については開発景観課へ事前審査の申請中です。工事期間は、平成26年8月20日から平成26年11月30日までの約3カ月間を予定されています。

29番は、申請人が個人住宅建設のため親子間による所有権移転、贈与をされるものです。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地内で第1種農地と判断され、原則不許可ですが、集落に接続して設置されるものとして不許可の例外に該当するものと判断しました。また農地を分断する転用ではありません。申請人は、今回親子で同居することになり、現在の住居では手狭で難しいため新居建築の計画をされ、同じ集落で親の所有するこの土地を選定されたものです。転用計画は、畑3筆280.41㎡に、木造2階建て、建築面積68.87㎡の個人住宅1棟を建築されるものです。資金計画及び給排水計画、被害防除などについては問題はありません。開発許可については事前審査の回答を受けております。工事期間は、平成26年8月1日から平成26年9月30日までの約2カ月間を予定されております。

以上12件、先日の地区委員会で現地を確認し検討した結果、これらの案件は、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より18番から29番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、30番。

33番 馬原清隆委員

33番委員。

30番と31番について、地区委員会での協議状況を報告します。

30番は、所有権移転による太陽光発電設備設置のための転用許可申請です。申請地は、農地区分は10ヘクタール未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、事業計画面積641㎡で太陽光パネル192枚、発電容量36.96kwの能力です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。しかし、譲受人は、昨年より事務局に転用の相談をしており、転用には許可を得る必要があると把握していたにもかかわらず、今年1月には既に太陽光発電設備を設置しておりました。このことについては地区委員会にて厳重に注意を行いました。また、譲受人は法的手続を怠ったことを深く反省され、転用許可がおりるまで売電を停止されることであり、始末書の提出を受けております。

31番は、使用貸借権設定による太陽光発電設備設置のための転用許可申請です。申請地は、農地区分は10ヘクタール未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、全体で総事業面積1,608㎡、太陽光パネル396枚、総発電容量99kwです。その内、申請地は事業面積253㎡、太陽光パネル14枚、発電容量3.42kwの能力です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。また、申請者からは、境界を誤って認識していたとはいえ許可を得ずに施工したことを深く反省され、始末書が提出されております。

以上2件、先日の地区委員会において現地調査、確認を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討しましたところ、転用許可基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、地元委員より30番、31番までご報告がございましたが、何かこの件につきましてご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、32番。

2番 福原幸一委員

2番委員です。

32番は、個人住宅建設のための所有権移転の転用許可申請です。

譲受人は、借家を明け渡すことになり、通勤や生活の利便性から申請地を選定したものです。農地区分は、10ヘクタール未満の広がりのない小集団の農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は、木造平屋建住宅1棟、建築面積115m²で、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成26年8月1日から平成27年3月31日までの8カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より32番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、33番。

34番 一木文雄委員

34番委員。

33番につきましては、賃借権設定による資材置場の転用申請です。申請地は、農地区分は10ヘクタール未満の広がりのない小集団の農地であり2種農地と判断されます。土地利用計画は、賃借人が代表を務める建設会社の建設資材の砂利置場に利用するものです。なお、申請地は、以前より耕作されておらず、賃借人は既に整地されておることを深く反省され、始末書が提出されております。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。

先日の地区委員会で現地調査を行い、立地基準の面並びに立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響など、一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たしたものと協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま、33番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、34番。

4 5 番 内田康喜委員

4 5 番委員。

3 4 番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3 4 番は、申請人が親族から申請地を使用貸借し、太陽光発電設備を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認いたしましたが、市街化区域に隣接する10ヘクタール未満の農業公共投資がなされていない小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後、平成27年3月末日までに完了される計画です。また、費用を賄う金融機関発行の融資証明が添付されております。現地の状況は、西・南側が農地で、隣接する農地所有者とは協議も済み同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理されます。汚水、生活雑排水は発生しません。

以上、先の地区委員会において現地調査、協議の結果、転用許可基準は満たされていると判断されております。ご審議方、よろしく願います。

議 長 　　ただいま、3 4 番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きます、3 5 番。

3 1 番 村上正春委員

3 1 番委員。

3 5 番から4 0 番について地区委員会での協議状況を報告します。

3 5 番は、借り人が、祖父の所有する農地を使用貸借し個人住宅を計画される申請です。申請地は現在、南尾迫経営体育成事業で土地改良事業が行われている地区内にあるため、甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、「本件は農地法施行規則第37条第5号の土地改良事業に定められた用途に供するもの」の不許可の例外規定が該当するものと判断しました。農地を分断する転用ではありません。申請人は現在、アパートにお住まいですが、お子さんの成長で手狭となり、実家近くの申請地が事業により住宅地として整備されたため計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。工事期間も許可後から27年3月末日までに完了される計画です。開発許可

が条件ですが、事前の協議も済んでおります。現地の状況は、西・東側は農地で所有者の同意も得られております。給水は既設の上水道から、雨水は集水柵で集水後、既存の排水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流されます。排水路を管理する土地改良区からの同意も得られております。

36番は、借り人が父から農地を貸借し農家住宅を建築される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で現地調査を行いました。特定土地改良事業の施行区域内で、その営農条件から甲種農地と判断されます。甲種農地は原則不許可ですが、本件も「農地法施行規則第37条第5号の土地改良事業のために定められた用途に供するもの」の不許可の例外規定に該当するものと判断しました。農地を分断する転用ではありません。申告人は現在、実家にお住まいですが、お子さんの成長で手狭となり、申請地が事業により住宅用地として整備されたために計画されたものです。計画を賄う融資証明も提出されております。工事期間も許可後から27年3月末までに完了される計画です。現地の状況は、北側は農地で所有者の同意も得られております。給水は既存の上水道から、雨水は既存の排水路へ放流されます。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理後、排水路へ放流されます。排水路を管理する土地改良区からの同意も得られております。

37番から39番は関連です。借り人の法人が、申請地に地上権を設定し、太陽光発電を設置される転用許可申請です。申請地は、地区委員会で確認しましたが、昭和38年頃の九州縦貫自動車道建設の工事のために必要な土砂を採取された山林跡地を、地権者組合が販売した土砂代金にて換地整備されたもので、10ヘクタール未満の小集団の農地であるため第2種農地と判断されます。借り人は、太陽光発電による売電を目的とした法人で、平坦で太陽光発電に適した申請地に計画し申請されたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後平成27年1月末までです。また、費用を賄う額の資金証明が添付されております。隣接する農地所有者より同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理、オーバーフロー分は既存の排水路に放流される計画で、排水同意も得られております。生活雑排水はありません。

40番は、申請地を取得し、隣接する農地と合わせて太陽光発電を設置される転用許可申請です。申請地は、先日の地区委員会で確認しましたが、市街化区域内に接する10ヘクタール未満の農業公共投資がない小集団の農地であるため、第2種農地と判断されます。農地を分断する転用ではありません。借り人は太陽光発電による売電を目的とする法人で申請をされたものです。転用面積については、計画される太陽光発電設備の設置、保守管理に必要な面積で、工事期間も許可後平成26年11月末までに完了される計画です。また、費用を賄う

金融機関の融資証明が添付されております。現地の状況は、西・北が農地で隣接する農地所有者と協議も済み、同意も得られております。雨水の処理は敷地内で地下浸透処理され、汚水、生活雑排水は発生しません。

以上6件、先の地区委員会において現地調査、協議の結果、転用許可基準を満たされると判断されております。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、35番から40番まで地元委員よりご報告がございましたが、この件につきまして何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。
　　続きまして、41番。

3番 谷口憲治委員

3番委員。

地区委員会での協議状況を報告いたします。

41番、42番は関連でございます。昨年12月、農地法第5条許可を、レストランと店舗及び駐車場で許可を受けられておりましたけれども、都合により店舗及び駐車場の許可を返納されて、改めて駐車場として5条申請されたものでございます。農地区分は、植木インターから300m以内のため3種農地と判断いたしました。申請地の周囲は、東側は宅地、西側・北側は農地ですが、同意書が添付されております。南側は市道でございます。転用面積については、客席数以内の駐車台数であり必要な面積と判断いたしました。排水同意も添付されております。

以上、先日の地区委員会において現地調査、確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討したところ、転用許可基準を満たすものと協議いたしました。よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より41番から42番までご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

続きまして、第5号議案、競売買受適格証明願（転用目的）、1件でございます。この願出につきましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

4番 米村昌昭委員

4番委員、米村です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

これは転用目的による買受適格証明願で、願出人は個人住宅建設をするために申請されるものです。競売される土地は第2種農地で、入札期間などの概要は記載のとおりです。先日の現地調査で願出人にお会いし、事業及び資金計画などに問題がないことを確認しております。

以上、地区委員会で慎重に検討した結果、これらの願出人を適格者であると判断しました。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 　　ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、願出どおり適格者と決定いたします。なお、願出人が最高価格申受人となられた場合に農業委員会へ農地法第5条の許可申請書が提出されますが、その内容が競売買受適格証明書の交付時と異なっていないと会長が認めたときは、許可証を交付してよろしいかお諮りします。ご異議ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、そのようにいたします。
続きまして、第6号議案でございます。この件につきましては事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　第6号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）についてご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細26ページの1番から3番までの合計3件でございます。全て相対による売買です。面積は、3件合わせまして、田のみの7,184㎡で、売買価格は備考欄に記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細26ページの4番から32ページの20番までで、貸し手13名、借り手14名の件数18件

です。契約期間別では、6年未満が7件、6年以上10年未満が2件、10年以上が9件で、面積は18件合わせまして、田1万8,703㎡、畑3万4,275㎡の合計5万2,978㎡となっております。権利の種類につきましては、賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、果樹及び花卉です。

次に、再設定分です。明細32ページの21番から33ページの24番までで、貸し手3名、借り手4名の件数4件です。契約期間別では全て6年未満で、面積は4件合わせまして、田1万461㎡、畑1万1,403㎡の合計2万1,864㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては水稻及び果樹です。

次に、農地所有者代理事業です。こちらは明細33ページの25番で、譲渡人1名、譲受人1名の件数1件になります。契約期間は6年未満で、面積は田のみの991㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻です。

最後に、農地利用集積円滑化団体による借上と転貸です。明細33ページの26番から35ページの33番までが、熊本市農業協同組合及び熊本宇城農業協同組合による借上8件で、明細35ページの34番から37ページの41番が、借り上げた農地の転貸8件です。契約期間は6年未満6件、6年以上10年未満1件、10年以上1件で、面積は8件合わせまして、田2万936㎡、畑1,374㎡の合計2万2,310㎡となっております。権利の種類につきましては賃借権、利用内容といたしましては麦、水稻及び露地野菜です。

以上、1番から41番につきましては、先の地区委員会で協議が行われ全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、原案どおり承認することに決定いたします。続きまして、第7号議案、土地改良法第3条による資格証明願2件でございます。地元委員の報告に当たりまして、参加資格について地区委員会で協議状況の報告をお願いします。

それでは、1番、お願いします。

3番 谷口憲治委員

3番委員。

1番、2番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

1番は県営南田島・佐野地区土地改良事業（区画整理）に伴う参加資格の証明願い出でございます。

2番は、県営植木東部地区土地改良事業（農業用道路）に伴う参加資格の証明願い出です。

以上2件について、先日の地区委員会におきまして受益地及び参加資格者名簿を確認し、全員参加資格者であると確認いたしました。ご審議方、よろしく願います。

議長 長 ただいま、1番、2番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。

続きまして、第8号議案、引き続き農業経営を行っている旨の証明願、2件でございます。地元委員の報告に当たりましては、対象農地の耕作状況などの調査の結果を踏まえ、協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、願います。

4番 米村昌昭委員

4番委員です。

1番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

これは租税特別措置法第70条の6第1項の相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。土地の表示、証明の期間などは議案に掲載されております。願出人は、これらの農地については米を作付けておられます。引き続き耕作されていることを地元農業委員が確認しております。

先日の地区委員会で検討した結果、この件の証明については、何ら問題がないものと協議しました。ご審議方、よろしく願います。

議長 長 ただいま、1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
続きまして、2番。
- 45番 内田康喜委員
- 45番委員。
2番について、地区委員会での協議内容についてご報告いたします。
2番は、北区山室にお住まいの願出人より、相続税の納税猶予継続のために必要とする証明の願い出です。地区委員が願い出の農地について現地の確認をいたしました。いずれも農地として適正な耕作・管理が行われておりました。
以上、地区委員会において検討した結果、証明については、何ら問題はないものとの協議結果でした。ご審議方、よろしく願いいたします。
- 議 長 ただいま、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしということで、願い出どおり証明することに決定いたします。
次に、次第の5、その他について本日は特にございませぬ。
以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。
なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句その他の整理を要するものについては、会議規則第18条の規定によりその整理を、議長に委任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。
- 一 同 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたします。
- 事務局 以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。
これにて閉会いたします。
それでは、事務連絡でございます。

事務局

皆様、お疲れさまです。

これから5分間休憩をとりまして研修会を始めさせていただきますので、5分後にはこちらのほうに戻っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。これから5分間休憩といたします。よろしく願いします。

閉 会 午後4時37分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成26年7月8日

会 長 森 日出輝

署名委員 杉本 清和

署名委員 村上 義博

書 記 立石 誠信